

令和 8 年度

広報活動車仕様書

大 木 町

第1章 総則

1 この仕様書は、大木町（以下「町」という）が購入する広報活動車輸送車（以下「車両」という。）の車両及び艤装について、必要な事項を定めるものとする。

2 車両は、この仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法（昭和26年法律185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及びその他関係法令通達に適合する緊急自動車であること。

3 契約の条件等について

契約の条件は、大木町契約規則によるほか、次のとおりとする。

- (1) 納入台数 1台
- (2) 納入期限 令和9年3月19日まで
- (3) 納入検収場所 大木町役場（三潁郡大木町大字八町牟田255番地1）
- (4) 付属品及び装備品について、取付け位置の指示がないものについては、走行中の振動等により転倒、離脱、脱落のないよう、堅牢かつ耐久性があり操作が容易で消防活動等において相互に支障のないように装備すること。
- (5) 受注者は、車両の納入までに発生したいかなる事故に対してもその責任を負うこと。
- (6) 受注者は納入後、消防団員への機器取扱い説明を行うこと。
- (7) 入札書の記入について

入札書の金額の記入にあたっては、車両購入にかかるすべての諸経費（登録諸経費及び諸費用）を含んだ税抜き金額を記載すること。登録諸費用とは、リサイクル法関連費用、自動車賠償責任保険料、自動車重量税であり、諸費用とは検査登録手続代行費用、納車費用、その他諸費用等である。

4 提出書類

(1) 受注者は、製作に先立ち、次の書類を各2部提出し、町と製作上の細部にわたり十分な打ち合わせを行い、承認を受けた後、製作を行うものとする。

- ア 製作工程表
- イ 車両外観図（前、後、上部、両側面及）
- ウ 車両諸元表
- エ 受注者の自動車分解整備事業認証書（写し）
- オ その他、町が指示するもの

(2) 受注者は、完成車納入時に次の書類を製本し、町に提出するものとする。

- ア 緊急自動車届出関係書類（申請の代行を実施すること）
- イ 車両及び取付装置等の取扱説明書
- ウ 製作中各行程写真（シャシ、艤装中、完成）
- エ その他、町が指定するもの

5 検査

- (1) 検査は、完成までの各検査及び検収とし、発注側と受注側とで連絡を密にし、随時実施するものとする。
- (2) 車両完成後の納入時の検査は、町の立ち会いのもとに、艤装検査等必要な検査を次の項目で行う。その結果、本仕様書と適合しない場合は、受注者の負担において再艤装・作成及び取替えを行う。
 - ア. 走行安全性検査
 - イ. 艤装検査（取付状況・塗装）
 - ウ. 作動検査（装備品・取付品）
 - エ. 積載品・付属品検査（規格・数量）

6 保証期間

納入期日から１年間とする。ただし、保証期間後でも設計不良、工作、材質不良による不都合箇所が発生した場合は、無償で取り替え又は修理を行うこと。

第２章 主要諸元

1 車両の型式及び主要諸元は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 型式 | １ＢＯＸ型バン |
| (2) 駆動方式 | ２輪駆動 ６Ａ／Ｔまたは７Ａ／Ｔ |
| (3) 全長 | ４，６９５mm 以上 ４，８１５mm 未満 |
| (4) 全幅 | １，６９５mm 以上 １，７３５mm 以下 |
| (5) 全高 | １，９９０mm 以下（赤色灯、アンテナの高さは含めない。） |
| (6) 形状 | ロング・標準ボディ・標準ルーフ・標準フロア |
| (7) 乗車定員 | ９人 |
| (8) エンジン | ガソリンエンジン |
| (9) 最高出力 | ９６KW以上 |
| (10) 排気量 | １，９９８cc以上 |

2 シャシの装備取付け品及び付属品等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) バッテリー型式 | 純正品 |
| (2) 燃料タンク | 容量 ６５ℓ以上 |
| (3) エアーバック | 運転席 |
| (4) サイドバイザー | 運転室両側 |
| (5) フロアマット | 運転席・助手席及び後部シート用（ゴム製） |
| (6) デッキマット | リヤデッキ用（樹脂製） |
| (7) 空調 | 運転室エアコン（シャシ標準に準じる） |
| (8) UVカットガラス | シャシ標準装備に準ずる |

- | | |
|----------------|-------------------|
| (9) タイヤ | スチールラジアルタイヤ |
| (10) ラジオ | AM・FMラジオ（1DINタイプ） |
| (11) ドライブレコーダー | SDカードを付属 |
| (12) その他 | 車両メーカーが公表した標準装備品 |

第3章 艀装等

1 電装

- (1) 赤色警光灯は、専用のブラケットを設け、フロントルーフ中央に設置すること。
- (2) 赤色警光灯の中央に、標識灯を設けること。
- (3) 車体前面（2箇所）及び車体背面（2箇所）に、赤色点滅灯を設けること。
- (4) 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動するようにすること。
- (5) 電子サイレンアンプは、運転席及び助手席側からも操作できるようにすること。
- (6) 標準及び増設のヒューズボックスについては、容量及び名称を明記すること。
- (7) ルーフの左右にLED作業灯を取付け、スイッチはキャブ内に設けること。

2 その他

- (1) 消防団章は、フロントグリル中央部に取り付けること。車両の安全機能装置等があり設置出来ない場合は、シールタイプでも可とする。
- (2) 車両の取り付け品・積載品等については、本章に記載してあるもののほか、別表1及び2のとおりとする。なお、型式記載の機種は同等品可とするが、事前に町ヘカタログ等で資料を提出し承認を得た場合に限るものとする。

第4章 塗装・文字関係

- 1 車両の下地塗装は、充分錆落としの上、防錆性能が高く長期にわたり錆の発生を防ぐエポキシプライマーを使用し、パテ、サフェーサーを施工後、充分乾燥させること。また、塗料はハイソリッドウレタン朱色塗料により3回以上の塗装を行い、加えて2回以上のクリア塗装で仕上げる
- こと。
- 2 車体部分の塗装色は、消防朱色すること。
- 3 車体に、文字（消防団名及び部名）を入れること。
- 4 燃料給油口付近に「ガソリン」と記入すること。
- 5 上記各項目についての詳細は別途協議すること。

別表 1（装備品一覧表）

番号	品 名	数量	摘 要
1	サイドバイザー	1 式	運転室両側（RVワイドタイプ）
2	フロアマット	1 式	3 列シート車用（ゴム製）
3	デッキマット	1 式	リヤデッキ用（樹脂製）
4	AM・FMラジオ	1 式	1 D I Nタイプ
5	ドライブレコーダー	1 式	前方用（SDカードを付属）
6	スペアキー	2 個	リモコンキー 1 個、通常キー 1 個

別表 2（取付品等一覧表）

番号	品 名	数量	摘 要
1	赤色警光灯（ルーフ前上部）	1 式	N P-M L-V A K 2 M-H A 1（同等品以上）
2	車体前面赤色点滅灯	2 個	L F A-5 0（同等品以上）
3	車体背面赤色点滅灯	2 個	L F A-5 0（同等品以上）
4	電子サイレン（拡声装置付）	1 式	T S K-D 1 5 1（同等品以上）
5	作業灯	2 個	M Y S W - L 6 0 0 H-W（同等品以上）
6	消防団章	1 個	約 1 5 0 mm
7	エアライン用取外式フック	6 個	オールセーフシングルフィッティング KERL B u t l e r
8	車輪止	2 個	ゴム製